

「都道首都高速 1 号線等に関する事業」別紙ー 2 8 料金の額及びその徴収期間 別添 1 の一部について下記のとおり変更しました。

記

料金の額及びその徴収期間 別添 1 中

「

都道首都高速板橋足立線

				王子北	江北JCT
		新板橋	王子南	—	2.4
	滝野川	—	—	—	—
板橋JCT	0.9	1.0	4.1	—	7.1

」を

「

都道首都高速板橋足立線

			王子南・王子北	江北JCT
		新板橋	—	2.7
	滝野川	—	—	—
板橋JCT	0.9	1.0	4.4	7.1

」に変更する。

以 上